

20高教政第1228号
平成20年12月19日

各市町村（学校組合）教育長 様

高知県教育委員会事務局
教育政策課長

給与条例の改正等に伴う給料の発令について（通知）

公立学校職員の給与に関する条例の一部を改正する条例等及び技能職員の給与及び旅費に関する就業規則の一部を改正する告示が平成20年12月24日に施行されることに伴い、給料の現給保障に係る差額に変更のあった職員に対して、下記のとおり給料の発令を行います。

つきましては、12月24日（水）以降に給料の発令の通知を給与システムから取り出し、所属長から職員本人に通知する必要がありますので、管内学校に対して、お知らせ下さるようお願いいたします。

記

1 発令について

（1）給料の発令を行う職員

職員には、平成18年4月1日に実施した給与構造改革による給料の切替え、平成19年4月1日に実施した行政職給料表5級から4級の切替え又は技能職給料表4級から3級の切替えに伴う経過措置として、給料月額が切替え前の給料月額に達しない場合は、それぞれ、それらの差額を給料（現給保障）として給する発令をしているところです。

今回の給与条例の改正等に伴い、給料表の給料月額が改定（500円の増額改定）されることにより、給料の現給保障に係る差額が減少又はなくなることとなる職員には、別紙のとおり給料の発令を行います。

なお、給料の現給保障に係る差額が減少する職員については、発令は行いますが、支給される給料月額は変わりません。

（2）給料の発令を行わない職員

次に掲げる職員については、給料の発令内容の変更はありませんので、発令は行いません。

ア 現給保障を受けていない職員

イ 技能職から行政職へ転職した職員で、転職前の給料を引き続き受けることとなる職員

2 「給料の発令」の取り出し等について

(1) 取り出し方法

給与システムの「帳票取り出し」から、管理職員が取り出して、管理職員が保管してください。

(2) 取り出し期間

平成20年12月24日（水）及び25日（木）

※取り出し期間が2日間のみですので、速やかに処理するようにお願いします。

(3) 取り出す帳票の名称

ア 所属長あての通知

名称：「給与条例の改正等に伴う給料の発令について（通知）」

イ 職員本人あての通知

所属長から職員本人に渡してください。

名称：「給与条例の改正等に伴う給料の発令について」